

マイナンバーを記載した申告書等の提出時の本人確認書類について

番号法（マイナンバー法）により、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書などを提出する際は、**本人確認書類（番号確認および身元確認）**の提示が必要になります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

代理人による提出の場合は、本人の番号確認、代理人の身元確認、代理権の確認（委任状など、別世帯の場合のみ）が必要です。

郵送の場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

【本人が提出する場合】

(1) 個人番号カードを持っている場合

個人番号カード（顔写真付）のみ持参してください。

※1枚で番号と身元の確認ができます。



↑（個人番号カード）

(2) 個人番号カードを持っていない場合

下記の①番号確認書類と②身元確認書類の両方を提示してください。

①番号を確認するための書類（次のうち1点）

通知カード（紙製）

住民票の写し（マイバ -記載あり）

住民票記載事項証明書（マイバ -記載あり）

※確認書類については提出時において有効なもの、

または発行もしくは発給された日から6か月以内のもの



↑（通知カード）

＋ および

②身元を確認するための書類（次のうち1点）

運転免許証 **運転経歴証明書** **療育手帳** **在留カード** **旅券（パスポート）**

特別永住者証明書 **住民基本台帳カード（顔写真付）** **戦傷病者手帳**

精神障害者保健福祉手帳 **身体障害者手帳** **その他の身分証明書（顔写真付）** **社員証など**

公的医療保険の被保険者証 **年金手帳** **児童扶養手当・特別児童扶養手当証書**

※氏名、住所または生年月日の記載があるものに限りです。

※上記の書類をお持ちでない場合は、下記の書類を2点提示してください

住民基本台帳カード（顔写真なし）、その他の身分証明書（顔写真なし）（学生証、社員証等）、資格証明書等、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、公的機関が発行した証明書など（母子健康手帳、生活保護受給者証など）、貝塚市役所課税課からの通知書（納税通知書等）、所得税法に規定された書類（源泉徴収票、支払通知書等）、国税・地方税の納税証明書、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書など

【代理人が提出する場合】

法定代理人（親権者や後見人等）や税理士などが代理で提出する場合は、①本人の「番号確認」、②代理人の「身元確認」、③「代理権の確認」（別世帯の場合のみ）を行いますので、窓口で市民税担当職員に以下の3種類の書類をすべて提示してください。

①本人の「番号確認」

「本人が提出する場合」と同様の「番号確認」書類または写し（1点）

＋ および

②代理人の「身元確認」

「本人が提出する場合」と同様の代理人の「身元確認」書類（1点または2点）

《代理人が法人の場合》・・・〔1点で確認できる書類〕 登記事項証明書、印鑑登録証明書、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書、国税・地方税の納税証明書及び法人との関係を証明する書類（社員証等）

＋ および

③「代理権の確認」（別世帯の場合のみ）

本人が作成した委任状（原本）

※同一世帯であれば委任状は不要です。住所が同じでも別世帯の場合は委任状が必要です。

戸籍謄本または資格を証明する書類《法定代理人の場合》

税務代理権限証明書《税理士などの場合》

【eLTAX（地方税の電子申告）で提出する場合】

電子証明などにより「番号確認」と「身元確認」、代理人が申請する場合の「代理権の確認」を行うため、確認書類の添付は不要です。

※「本人確認書類」の郵送方法について（お願い）

郵送で提出する場合、マイナンバーの安全管理のため、追跡可能な「書留郵便」等の方法で届出をお願いします。普通郵便でも受理しますが、紛失事故などの場合、確認ができません。

※「本人確認書類」の不備等により本人確認ができない場合

番号法16条に基づく「番号確認」と「身元確認」ができない場合は申告書等へのマイナンバーの記載がなかったものとして取扱い、マイナンバーを収集しません。ただし、申告書等は有効なものとして受理いたします。